

保育園等入園申請に係る重要事項確認・同意書（新規入園申請用）

記入日 令和 年 月 日

児童名 _____

保育園等入園申請にあたり、内容をご確認の上、確認欄に☑してください。

確認事項			確認欄
申請・選考	1	提出書類（申請書・就労証明書・児童の状況等）は、全て記載漏れなく提出し、不備や期限を超えた提出があった場合は選考対象となりません。	☐
	2	保育園等は希望通りの施設に必ず入園できるものではなく、内定園が希望外の施設になる場合や、入園できない可能性があります。内定園が希望外となる場合の事前連絡は行っておりません。	☐
	3	保育園利用が決定した後でも、申請内容に虚偽や不備が判明した場合、利用決定は取り消されることがあります。	☐
	4	提出した書類の内容等は内定園に共有します。	☐
	5	提出した書類の内容は、入園月まで継続されるものとして利用調整を行います。保育園内定後から入園月までに、市外に転出する場合や自己都合による転職、退職、労働契約（就労時間・日数）の変更など家庭状況変更により指数が下がる場合は、退園となる場合がありますので、必ずご連絡ください。	☐
	6	前年度から保育認定を受けて保育園等に入園していた児童を除いて、入園前月までに産休・育休に入った場合は、原則として産後（出産予定月を除く）3か月をもって退園となります。	☐
	7	（育児休業からの復職で申し込む方のみ） 今回の入園申請の対象となるのは、令和9年4月～令和10年1月までに育児休業から復職する保護者となります。復職が2月以降となる場合、申し込みはできません。また、申請時は令和10年1月以前に復職予定で申請していた場合であっても、実際の復職が令和10年2月以降となる場合は、原則として退園となります。	☐

保 育 認 定 ・ 利 用	8	市外に転出した場合は、継続して通園できない場合があります。（前提として、原則、富士吉田市内に保護者の就労先があるか、祖父母が市内に在住している必要があります）	☐
	9	認定には有効期間があり、認定事由により更新等が必要なことを理解しています。（例：求職活動は原則3か月まで）	☐
	10	認定理由（就労、出産、育児休業、疾病、就学等）や世帯状況（転居、離婚、入籍等）に変更があった場合は、速やかに「教育・保育給付認定変更届」及び必要書類（就労証明書等）を提出します。	☐
	11	（育児休業からの復職・就労内定で申し込む方のみ） 育児休業からの復職または入園申請以降の就労予定で申請を行う場合、申請時に提出した就労証明書の勤務条件どおり復職（就労）予定月に復職（就労）しなければ、原則として退園となります。 また、復職（就労）後に給与明細書（1か月分）を提出が必要です。	☐
	12	保育短時間（8時間）・標準時間（11時間）は、保護者の就労状況等により決定され、変更が生じた場合には届出が必要です。原則、申請のあった翌月から変更となります	☐
	13	「ならし保育（通常より短い保育）」の期間は、お子さんの園での様子等により変動し、就労開始後も通常保育が難しい場合があります。	☐
	14	保育の必要性がなくなった場合（退職等）や勤務条件の変更があった場合は、退園や保育時間の見直しが行われることがあります。	☐
	15	保育時間は原則として、勤務時間＋通勤時間の範囲内となります。	☐
保 育 料 等	16	保育料は、保護者（同居する祖父母も含む場合あり）の市町村民税所得割額に基づいて決定されるなど「保育園等入園のしおり」の保育料についての記載内容（P15-16）を理解しました。	☐
	17	長期欠席（原則、2か月まで）の場合でも退園手続きをしない限り保育料は継続して発生します。	☐
	18	ひとり親世帯、障害者（児）同居世帯等、減免制度に該当する場合は、申請（申出）が必要です。	☐
そ の 他	19	本同意書および「保育園等入園のしおり」などの案内資料については全て目を通し、内容を理解し、不明な点は事前に確認しました。	☐

私は上記の内容について、すべて確認し、理解したうえで同意し、保育園等入園申請を行います。

保護者名（自署）
